

「臨時福祉給付金(経済対策分)」の申請受付は 4月28日(金)までです

消費税率の引上げに際し、所得の低い方への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。

対象と思われる方には、2月ごろ申請書を送付しています。まだ申請書が手元にない場合でも、支給対象者に該当する方は申請していただくことができます。

支給対象者 平成28年1月1日において高浜市の住民基本台帳に記録されており、平成28年度分の市民税が課税されていない方(ただし、課税されている方の扶養家族となっている方や、生活保護の受給者である方など対象とならない方もいます。)

支給額 支給対象者1人につき15,000円

申請期間 4月28日(金)まで(土・日曜日および祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

※郵送の場合は4月30日(日)消印有効

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード・国民健康保険被保険者証など公的身分証明書の提示または写しの提出)
- ・振込先がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写し)
ただし、平成28年度の臨時福祉給付金の振込口座と同じ口座の場合は不要
※外国人の方は、在留資格などが確認できるもの

申請方法 対象となる可能性のある方には2月から順次申請書を送付しています。

- ・郵送で申請する場合
申請書に**電話番号**などの必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写しと振込先がわかるものの写しを返信用封筒で郵送してください。
- ・窓口で申請する場合
申請書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類と振込先がわかるものを持って、**いきいき広場2階**へ来場してください。

☆前回と申請場所が異なりますので、注意してください。

☆窓口が混雑する場合がありますので、郵送での申請にご協力ください。

※詳しくは問い合わせてください。

☆「臨時福祉給付金」をよそおった『振り込め詐欺』や『個人情報の詐欺』に注意してください。

『臨時福祉給付金』に関して

- ・市の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市の職員が「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。

☆自宅や職場などに、市の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署に連絡してください。

問合せ先 臨時福祉給付金受付窓口(いきいき広場内地域福祉グループ) ☎ 52-9871